

プッシャー・バージの安全規制について

押船（プッシャー）に押されて一体となって航行する非自航船（バージ）が、特定短距離区域※¹を超えて航行する場合等※²は、一体型プッシャー・バージとして安全規制が適用されます。

これにより、一体の船舶とみなして船員配乗要件が適用され、バージについても船舶安全法の船舶検査※³が必要となります。

なお、特定短距離区域を超えない場合は、プッシャーの船舶検査により、現在のバージを引き続き使用することができます。

船舶検査及び船員配乗に関する必要な対応については裏面をご参照ください。

また、ご不明な点は以下にお問い合わせください。

※¹ 特定短距離区域：平水区域から最強速力で4時間以内に往復できる区域

※² 船舶安全法施行規則第2条第2項第3号ロからチのバージの場合（危険物ばら積船など）

※³ 臨時的に超える場合と恒常的に超える場合では、船舶検査の内容が異なります。

○地方運輸局等のお問い合わせ先

地方運輸局等	住所	電話番号
北海道運輸局 海上安全環境部	北海道札幌市中央区北2条西19-8	(船舶)011-290-2771 (船員)011-290-2772
東北運輸局 海上安全環境部	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	(船舶)022-791-7516 (船員)022-791-7524
北陸信越運輸局 海事部	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	(船舶)025-285-9158 (船員)025-285-9159
関東運輸局 海上安全環境部	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	(船舶)045-211-7221 (船員)045-211-7232
中部運輸局 海上安全環境部	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	(船舶)052-952-8021 (船員)052-952-8027
近畿運輸局 海上安全環境部	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	(船舶)06-6949-6426 (船員)06-6949-6434
神戸運輸監理部 海上安全環境部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	(船舶)078-321-7052 (船員)078-321-7053
中国運輸局 海上安全環境部	広島県広島市中区上八丁堀6-30	(船舶)082-228-8794 (船員)082-228-8707
四国運輸局 海上安全環境部	香川県高松市サンポート3-33	(船舶)087-802-6825 (船員)087-802-6831
九州運輸局 海上安全環境部	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	(船舶)092-472-3174 (船員)092-472-3176
沖縄総合事務局 運輸部船舶船員課	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	(船舶・船員)098-866-1838

○適用猶予終了に向けて必要な対応

航行予定水域	船 種	必要な対応
① 特定短距離区域を超えない場合	プッシャー	有 (※2)
	バージ	無
② 通常①に該当する船舶が特定短距離区域を 臨時的に超えて 航行する場合 (※1)	プッシャー	有 (※2) 船舶検査証書の書換が必要な場合あり
	バージ	臨時航行検査 回航の場合は、船体・設備の現状が航行に支障のないことを確認
③ 特定短距離区域を 恒常的に超えて 航行する場合	一体型 プッシャー ・バージ	船舶検査の受検が必要 ・単体基準への適合性確認 (プッシャーとバージ) ・一体基準への適合性確認 (プッシャーバージ) ※船舶検査及び船員配乗の基準となる総トン数は、プッシャーとバージの各船舶検査証書に記載された総トン数の合計 (※3)

※1：貨物を運送する場合、臨時的な航行とは「年間航行日数が通算30日以内の航行」をいい、バージは航行区域に応じた技術基準 (船体、機関を除く) に適合する必要があります。

※2：プッシャーとバージが一体となったときの長さ等に応じ、以下の対応が必要となる場合があります。

1) 船橋視界の確保及びえい航索の搭載

2) H30. 8. 1以降の最初の定期的検査において、航海用レーダー、GPS及び通信設備の搭載

※3：船舶検査及び船員配乗の詳細は、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせ下さい。

